　　年　　月　　日

　（貸主）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　広島県知事　　湯﨑　英彦

民間賃貸住宅借上げに係る賃貸借契約（定期借家契約）における

解約の申入れについて（通知）

　このことについて，被災者向け借上げ住宅賃貸借契約書（定期借家契約）第13条の規定により，次の物件の解約を申し入れます。

１　物件情報

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 | － |
| 建物所在地 |  |
| 建物名称・部屋番号 |  |
| 契約年月日 | 年　　月　　日 |
| 契約期間 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |

２　解約日

　　　　　　　年　　月　　日

【家賃の支払いについて】

①　県からの解約申入れ日（県からの通知日）が，解約日より１か月以上前のときは，被災者向け借上げ住宅賃貸借契約書第４条第２項に基づき，解約月までの家賃をお支払いします。

②　県からの解約申入れ日（県からの通知日）が，解約日から１か月未満であるときは，被災者向け借上げ住宅賃貸借契約書第13条第２項に基づき，県からの解約申入れ日から起算して１か月分の家賃又は家賃相当額をお支払いします。

担当　土木建築局住宅課

　　　（〒730-8511　広島市中区基町10-52）

電話　082-513-4179

　　　（担当者　○○○　　）